大阪市指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

大阪市長印

大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 補助金の交付額 金 円
- 2 補助金の交付の条件
- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱第10条第2項に規定する軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本 市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若し くは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び大阪市エリアマネジメント活動促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- 3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。